

第3号議案

国際戦略総合特別区域計画の策定について

協議事項

総合特別区域計画に係る認定申請について未だ依頼はないところであるが、予め、総合特別区域法第12条第1項に基づき当該区域計画を作成し、同第7項に基づき協議を行う。

提出時期：国が示す提出期限までに提出
国の通知内容により変更の可能性あり